

○用語解説

用 語	解 説
一般質問 (いっぱんしつもん)	本会議において町政全般にわたって、執行機関に対して事務の執行状況や将来に対する方針などを質問することをいいます。
議事機関 (ぎじきかん)	多数人の合意によって団体の意思を決定する機関をいい、「意思決定機関」、「議決機関」と同じ意味です。憲法に「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と定められ、憲法上の必置機関とされています。
公聴会 (こうちょうかい)	委員会が、予算その他重要な案件の審査に当たって必要がある場合に、広く利害関係者、学識経験者等の意見を聴き、その参考にするために設けられた制度のことをいいます。
参考人 (さんこうにん)	委員会が、町の事務に関する調査又は審査のため必要がある場合に出席を求めて意見を聴く利害関係人、学識経験者等の関係人をいいます。
執行機関 (しっこうきかん)	町長をはじめとする各種の機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員など）をいいます。
常任委員会 (じょうにんいんかい)	議会が一定の部門の町の事務に関する調査、議案及び陳情などの審査を行わせるために、条例で定めて常設する委員会のことをいいます。現在、総務建設と福祉文教の2委員会を設置しています。
請願 (せいがん)	国や地方公共団体に意見や要望を述べることをいいます。地方自治法により、議会に請願する場合は、議員の紹介により請願書を提出しなければならないとされています。
政務活動費 (せいむかつどうひ)	地方公共団体が、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付する金銭的給付をいいます。
総合計画 (そうごうけいかく)	町の将来ビジョンを定め、その実現に向けたまちづくりの取り組みを各分野にわたり総合的にまとめた計画です。基本構想、基本計画、実施計画の3段階で構成されています。
地域主権 (ちいきしゅけん)	自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任を自らが持つことをいいます。
陳情 (ちんじょう)	特定の事項について利害関係のある者が、議会などに実情を訴え、適切な処置を要望することで、請願と異なり議員の紹介は必要としません。
特別委員会 (とくべついいんかい)	常任委員会のほかに、特定事件を審査するために設置される委員会のことをいいます。

二元代表制（にげん だいひょうせい）	国が「議院内閣制」を取るのに対して、地方公共団体では、執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議員の双方を、住民が直接選挙で選ぶ制度を取っており、これを「二元代表制」といいます。
本会議（ほんかい ぎ）	定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のことをいいます。
まちづくり基本計 画（まちづくりきほ んけいかく）	大磯町まちづくり条例に位置づけられた計画です。都市計画法に定める市町村の都市計画に関する基本的な方針であり、町の土地利用計画の基本となるとともに、総合計画を支える都市づくりの基幹的な個別計画です。

（50音順）